

広島市告示第 2 4 6 号

令和 7 年 4 月 2 1 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 1 条第 4 項の規定に基づき、企画総務局公文書館出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので告示します。

広島市長      松 井   一   實

1    委任を受けた分任出納員

企画総務局東京事務所

次長   黒田   信幸

2    委任させた事務

刊行物の売払代金の収納（東京事務所において扱うものに限る。）

3    委任年月日

令和 7 年 4 月 1 日

4    委任期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで